

## 2016 年度 日本アレルギー学会代議員・役員選挙のお知らせ

2016 年 9 月

日本アレルギー学会  
選挙管理委員会

一般社団法人日本アレルギー学会定款、代議員及び役員選挙規程に基づき、2016 年度日本アレルギー学会代議員選挙、ならびに役員(理事・監事)選挙を以下の日程、要領により実施することを公示いたします。

選挙管理委員会は 2016 年 6 月 17 日開催の第 7 回社員総会において承認され、委員長:河野陽一、委員:羅 智靖、山内広平、灰田美知子、宇理須厚雄、洲崎春海、荻野 敏、塩原哲夫、松永佳世子の各委員により構成されています。(敬称略)

尚、選挙権者・被選挙権者名簿は立候補届とともに、学会 web サイト及びアレルギー65 巻 8 号に掲載しておりますので、ご参照ください。

### 記

#### 1. 代議員選挙について

代議員選挙は、定款第5条ならびに選挙規程第2章に規定するところによります。

選挙権者 : 2016 年 4 月 1 日における正会員で 2015 年度会費完納者\*

(正会員に功労会員は含まれますが、名誉会員は含まれません。)

被選挙権者 : 2016 年 4 月 1 日における正会員で、就任時(2017 年 6 月 16 日)65 歳未満、  
2015 年度会費完納者\*(立候補制)

代議員総数 350 名以内とし、専門科別定数は、選挙が行われる年度の 4 月 1 日において登録されている正会員の選挙規程第 36 条に定める専門科別の会員比率により算出され、決定します。ただし、基礎、眼科及びその他を1区分とします。

#### ※会費未納による選挙権喪失について

選挙規程により 2016 年 4 月 1 日で選挙権・被選挙権が確定しますので、その後会費の納入があっても選挙権・被選挙権は認められません。

#### 2016 年度 代議員選挙スケジュール

4 月 1 日	選挙権者・被選挙権者・専門科別会員比率 確定
9 月 1 日	選挙公示 有権者名簿・立候補届・専門科別会員比率の公示 (学会 Web サイト、アレルギー65 巻 8 号)
9 月 30 日(金)まで	選挙権者・被選挙権者に関する異議申し立て期間(異議申し立てが認められた場合は、修正内容を学会 web サイトに掲載します)
9 月 5 日(月)~10 月 6 日(木)	代議員立候補受付期間(消印有効)
10 月 11 日(火)	再公示(定数に満たない場合)
10 月 12 日(水)~17 日(月)	追加受付期間(消印有効)
11 月 16 日(水)予定	代議員選挙投票用紙を選挙権者に発送、選挙開始
2017 年 1 月 10 日(火)	代議員選挙投票締切(消印有効)
1 月 16 日(月)	代議員選挙開票 当選者確定
1 月 18 日(水)	代議員選挙開票結果の公示(学会 web サイト)

## 2. 役員(理事・監事)選挙について

理事・監事の選出は、定款第 20 条、第 21 条ならびに選挙規程第 3 章に規定するところによります。

選挙権者：選挙の行われる年度に選出された次期代議員とします。

(理事選挙)

理事定数 15 名以上 20 名以内とし、専門科別定数は、選挙が行われる年度の 4 月 1 日において登録されている正会員の選挙規程第 36 条に定める専門科別の会員比率により算出され、決定します。

被選挙権者：選挙に行われる年度に選出された次期代議員とします。

(監事選挙)

監事は定数 3 名のうち、選挙による選出数は 2 名です。

被選挙権者：この法人の役員又は学術大会会長経験者の正会員で、就任時 70 歳未満の者。ただし、就任時学術大会会長、委員会委員長任期途中の者、及び 3 期重任となる者は監事の被選挙権者となることは出来ません。

### 2016 年度 理事・監事選挙スケジュール

【2017 年(予定)】

1 月 代議員選挙終了後	代議員選出通知と理事・監事選挙要綱及び立候補届発送
2 月 2 日(木)	理事・監事選挙立候補締切
2 月 3 日(金)	再公示(定数に満たない場合)
2 月 10 日(金)	追加受付期間(必着)
2 月下旬～3 月初旬	理事・監事立候補者名簿作成、投票用紙発送
3 月 17 日(金)	理事・監事選挙投票締切(消印有効)
3 月 24 日(金)	理事・監事選挙開票 当選者確定
3 月 27 日(月)	理事・監事選挙開票結果の公示

## 3. 専門科別会員比率による代議員・理事選出数

選挙規程第 8 条及び第 23 条における 4 月 1 日付け会員比率ならびに、本選挙における代議員と理事の選出予定数は次のとおりです。

2016 年度選挙 選出予定数

	会員比率	代議員	理事
内科	44%	154	9
小児科	28%	98	6
皮膚科	11%	39	2
耳鼻咽喉科	10%	35	2
基礎	7%	24	1
眼科			
その他			
	100%	350	20

選挙規程による専門科	内科
	小児科
	皮膚科
	耳鼻咽喉科
	基礎 (遺伝子学・疫学・衛生学・免疫学・分子生物学・病理学・薬理学・薬学等)
	眼科
	その他 (上記以外の医師免許保持者、社会医学、東洋医学、病院・薬局薬剤師、看護師、鍼灸、工学他)